

記載例

※番号	※医療機関(薬局)コード	保険医療機関 保険薬局指定申請書 生活保護法指定医療機関				
① 病院・診療所・薬局		名称(フリガナ)	〇〇〇クリニック 〇〇〇クリニック			
		所在地	〒330-00xx さいたま市浦和区口口1-1-1 〇〇ビル×階			
② 管理者・管理薬剤師		氏名(フリガナ)	カントウ タロウ 関東 太郎			
		保険医・保険薬剤師・その他	保険医又は保険薬剤師の登録の記号及び番号	玉医 ××××		
③ 診療科名		小児科、内科、外科				
④ 開設者(法人の場合)の代表者		医師・歯科医師 保険医 薬剤師・保険薬剤師・その他	保険医又は保険薬剤師の登録の記号及び番号	玉医 ××××		
⑤ 健康保険法第65条第3項第1号、第3号から第5号までのいずれか(指定欠格事由)に該当		有・無	該当する法律名			
		内 容				
		該 当	記載上の注意をご覧ください			
⑥ 医療法第30条の11の規定による勧告		有・無	勧告年月日			
⑦ 指定に係る病床種別ごとの病床数等		19床	(うち、一般病床 19床、療養病床 床、精神病床 床、結核病床 床、感染症病床 床) (特別の療養環境に係る病床 床(個室 床、2人室 床、3人室 床、4人室 床))			
⑧ 生活保護法の指定医療機関の申請を併せて行う		<input checked="" type="checkbox"/>	⑨ 生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号まで(指定欠格事由)に該当しない旨の誓約	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩ 国の開設した医療機関	<input type="checkbox"/>
開設者の氏名(フリガナ)及び住所 カントウ ジロウ 氏名 医療法人社団 〇〇会 理事長 関東 次郎 住所 〒330-00xx さいたま市浦和区口口1-1-1 電話番号 048-XXX-XXXX (法人の場合は、名称、代表者の職氏名及び主たる事務所の所在地)						

保険医療機関・保険薬局指定申請書 添付書類（様式）

1 保険医・保険薬剤師の氏名等

氏名	登録記号番号	担当診療科	勤務形態
関東 次郎	玉医XXXXXX	小児科、内科、外科	常勤○非常勤
関東 一郎	東医XXXXXX	内科	常勤・非常勤
			常勤・非常勤

注1 病院・診療所にあっては、管理者を除く保険医の氏名等を記載すること。また、薬局にあっては、管理薬剤師を除く保険薬剤師の氏名等を記載すること。なお、氏名は戸籍簿に記載されている漢字を必ず用いること。

注2 担当診療科が複数ある場合には、主たる診療科を最初に記載すること。また、科目名の間を一字空けて記載すること。

注3 勤務形態欄は、常勤又は非常勤のいずれかに○をつけること。

注4 欄が足りない場合は、上記の記載事項を記入したもの（様式はA）
えて提出すること。

保険医・保険薬剤師ではない
勤務医・勤務薬剤師がいる場
合に記載してください

2 1に掲げる者以外の医師、歯科医師及び薬剤師のそれぞれの数

医 师	歯 科 医 师	薬 剤 师
人 (うち常勤 人・非常勤 人)	人 (うち常勤 人・非常勤 人)	人 (うち常勤 人・非常勤 人)

3 看護師、准看護師及び看護補助者のそれぞれの数

看 護 師	准 看 護 師	看 護 补 助 者
2人	2人	人

注 病院又は病床を有する診療所のみ記載すること。

4 診療時間（開局時間）

月～水、金 9:00～13:00 15:00～19:00
土 9:00～13:00 祝日休診

注 保険医療機関（保険薬局）の指定後に予定している診療時間（開局時間）について、通常週（年末年始、祝日がない一週間）の状況が分かるように記載すること。

5 遷及申請の有無及び区分（有の場合は、下記の該当する番号に○をつけること。）

- (1) 保険医療機関等の開設者が変更となった場合で、前開設者の変更と同時に引き続いで開設され、患者が引き続き診療を受けている場合
- (2) 保険医療機関等の開設者が個人から法人組織に、又は法人組織から個人に変更となった場合で、患者が引き続いで診療を受けている場合
- (3) 保険医療機関が病院から診療所に、又は診療所から病院に組織変更となった場合で、患者が引き続いで診療を受けている場合
- (4) 保険医療機関等が至近の距離（原則として2km以内）に移転し同日付けで新旧医療機関等を開設・廃止した場合で、患者が引き続いで診療を受けている場合

6 指定希望日の有無 無・有 令和 年 月 日

- (1) 指定日の希望がある場合には、「有」を○で囲み希望月日を記載すること。ただし、指定申請書を提出した翌月の1日以降（当月の指定申請締切日以降に提出する場合は翌々月1日以降）とすること。
- (2) 指定日の希望がない場合には「無」を○で囲み、指定申請書を提出した翌月の1日（当月の指定申請締切日以降に提出する場合は翌々月の1日）に指定されます。